

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	岡山しげい訪問看護ステーション
所在地	〒701-0202 岡山市南区山田 2117 番地 (重井医学研究所 B1F)
事業者指定番号	岡山県 3 3 6 0 1 9 0 2 6 2
管理者・連絡先	内田 町子 TEL: 086-282-4300
サービス提供地域	早島町・岡山市 (吉備・妹尾・福田・興除の中学校区)

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名
看護師	9 名 (常勤 6 名 非常勤 3 名)
理学療法士	2 名 (常勤 1 名 非常勤 1 名)

3. 当事業所のサービス方針

当ステーションの看護師等は、看護が必要な方の在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復や、生活機能の維持又は向上重視した在宅療養が継続できるよう支援いたします。また、地域の各種サービス提供機関と連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努めます。理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。

3. 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

休業日 日祝日、年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日)

上記時間以外にも、緊急時等利用者またはご家族などから電話により看護に関する意見を求められた場合には、常時対応できる体制をとっています。

4. サービス内容

①病状の観察

(危機の予測、予防、早期発見、早期対応)

②身体の保清 (清拭、洗髪、入浴介助など)

③褥瘡の予防、処置

④カテーテル等の管理

食事及び排泄等日常生活の世話

⑤機能訓練

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨腎不全患者の看護

(含む CAPD 管理)

⑩医師の指示による医療処置

5. サービス料金

(1) 利用料金単価：当該保険の自己負担割合分（別紙参照）

当事業所は、機能強化型訪問看護管理療養費 2 を算定します。

- ◎ 厚生労働大臣が定めた特定疾患をお持ちの方(特定疾患医療受給者証)の訪問看護は自己負担上限額内の負担になります。

【24 時間対応体制加算】

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制又は緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にある場合、月 1 回 6,800 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。（利用者の方の同意を得ます）

【特別管理加算 1】

特別な管理を必要とする利用者の中で、次の①～②の状態にある方は、月 1 回 5,000 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》がかかります。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方
- ②気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している方

【特別管理加算 2】

特別な管理を必要とする利用者の中で次の③～⑥の状態にある方は、月 1 回 2,500 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》がかかります。

- ③在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方
- ④ドレーンチューブを使用している方
- ⑤人工肛門、人工膀胱を設置している方
- ⑥在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定されている方

【早朝・夜間・深夜加算】

早朝・夜間・深夜の訪問については以下料金をいただきます。

早朝加算	6:00～8:00 まで	2,100 円／回
夜間加算	18:00～22:00 まで	
深夜加算	22:00～6:00 まで	4,200 円／回

《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》

【情報提供療養費】

市町村の求めに応じて、情報を文書にて提供した場合、月 1 回 1,500 円（利用者負担は、当該保険の自己負担割合分）をいただきます。

【訪問看護医療 DX 情報活用加算】

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、情報を活用して質の高い医療を提供するための評価、また計画的な管理を行った場合、月 1 回 50 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

【訪問看護ベースアップ評価料（I）】

処遇改善の目的から、賃金アップ等を実施する事業所に対しての評価料として、月 1 回 780 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

【長時間訪問看護加算】

長時間訪問の場合、1 回につき 5,200 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

1 回の訪問看護が 90 分以上を超えた場合に算定

※特別訪問看護指示書にて訪問看護を受けている方 1 回/週

※特別管理加算 I 及び II に該当する方 1 回/週

※15 歳未満の超重症児又は準超重症児 3 回/週

※15 歳未満の小児で特別管理加算 I 及び II に該当する方 3 回/週

【難病等複数回訪問加算】

難病等の方に 1 日複数回の訪問看護を行った場合については以下料金をいただきます。

1 日に 2 回訪問した場合	4,500 円/日
1 日に 3 回訪問した場合	8,000 円/日

《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》

【緊急訪問看護加算】

利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合については以下料金をいただきます。

月 14 日目まで	2,650 円/日
月 15 日目以降	2,000 円/日

《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》

【複数名訪問看護加算】

難病等の方、特別訪問看護指示書での利用の方、身体的理由により 1 人の看護師等による訪問が困難な方について、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士など専門資格を持つ複数の看護師等が同時に訪問する場合については以下料金をいただきます。

看護師、理学療法士、作業療法士	週 1 日まで	4,500 円
-----------------	---------	---------

《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》

【退院時共同指導加算】

病院、診療所又は介護老人保険施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院・退所につき 1 回 8,000 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

※但し、特別管理加算 1 又は 2 の状態にある方については、2 回共同での指導、文書の提供をいたします。

【特別管理指導加算】

退院時共同指導加算を算定し、特別管理加算に該当する場合、退院・退所につき 1 回 2,000 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

【退院支援指導加算】

退院日に療養上必要な指導を行った場合、1 回 6,000 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

【退院支援指導加算（長時間）】

退院日に長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合に、1 回の指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の指導の合計時間が 90 分を超えた場合、1 回 8,400 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

【訪問看護ターミナルケア療養費 1】

人生の最終段階を迎えた利用者に対して、「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者や家族と十分な話し合いを行い、利用者本人の意思を基本に医師をはじめとする医療従事者と介護関係者との連携を図り対応します。死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行なった場合に、25,000 円《利用者負担は、当該保険の自己負担割合分》をいただきます。

(利用者及び家族の方に同意を得ます)

(2) その他の費用

1、通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収させていただきます。

一.ステーションから、片道 3km 未満	無料
二.ステーションから、片道 3～5km	100 円
三.ステーションから、片道 5km 以上	250 円
2、死後の処置料は	15,000 円

(3) 前1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をお願いします。

6. 支払方法

1日～月末分を翌月10日以降に請求書を看護師よりお渡しします。口座自動振替か、訪問時に現金にてお支払いいただきますようお願いいたします。

7. サービス提供の記録

- (1) サービスは「主治医の指示書」に従い、「訪問看護計画書」に沿って提供します。
- (2) サービスを提供した際には「訪問看護サービス記録書」等の書類に必要事項を記入します。
- (3) 前記記録については、作成完了後2年間は適正に保管します。

8. 秘密の保持

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

9. 事故発生時の対応

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、利用者に関する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じます。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 非常時災害時対策

①	非常時災害時時のキーパーソン	
②	災害避難場所	
③	家族の連絡先	

- ・災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- ・災害のための緊急依頼は対応できません。
- ・指定訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者のサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- ・復興に時間がかかる場合は、隣接の訪問看護ステーションと情報共有を図り、在宅生活が続けられるよう努めます。

11. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
但し自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

12. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談、要望、苦情等は、次の窓口で対応します。

相談責任者	:	内田 町子
電話番号	:	086-282-4300
ファックス番号	:	086-282-4301
対応時間	:	9:00~17:30 (木・日曜日、祝日を除く)

13. 当法人の概要

名称・法人名	社会医療法人 創和会
代表者	理事長 重井 文博
所在地	〒710-0051 岡山県倉敷市幸町 2-30